

新入生用 学費免除・徴収猶予申請について

入学料免除・徴収猶予第二次願書，授業料免除願書共通

- ◇対 象
 - ・学部学生（私費外国人留学生）
 - ・大学院生
 - ・養護教諭特別別科生
- ◇提出期限 令和2年4月7日（火）16：30 ※土日祝日を除く
（4月3日（金）～7日（火）は窓口が大変混雑します）
- ◇受付時間 9：00～16：30
- ◇提出場所 令和2年4月に履修する下記キャンパス窓口
 - ・小白川：学生センター奨学担当
 - ・飯田：学務課学生支援担当
 - ・米沢：学生サポートセンター学生支援担当
 - ・鶴岡：学生センター学務担当

願書は申請者本人が窓口に出してしてください。

郵送，保護者または代理人による提出は原則できません。

目次

制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
申請条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
申請から免除等決定までの流れ（スケジュール）	2
判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
入学料免除・徴収猶予の申請・・・・・・・・・・・・	5
出願書類について	
授業料免除の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
出願書類について	
注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
入学料・授業料の徴収猶予について・・・・・・・・	12
判定結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

【制度の趣旨】

特別な事情によって入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が入学料・授業料の免除又は徴収猶予を許可する制度です。

山形大学入学料免除及び徴収猶予規程

山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程

【申請条件】

特別な事情によって入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者ただし、以下の者は申請できません。

●入学料免除・徴収猶予

- ・入学料を納付済みの者

●授業料免除

- ・懲戒処分を受けた者（翌学期の申請資格を失う）
- ・故意または重大な過失により虚偽の申告をした者
- ・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
- ・申請期の前の期分までの授業料が完納されていない者
前期分申請時は、前年度後期分までの授業料を3月末日までに（新入学生を除く）、
後期分申請時は、当該年度前期分までの授業料を9月末日までに納付済みであること。
- ・すでに当該期分の授業料を納付済みの者
- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）
- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

【申請から免除等決定までの流れ（スケジュール）】

時期・期日	入学料免除・徴収猶予	授業料免除
2月頃～3月末	申請願書の配付	
4月7日（火） 16：30	出願書類提出期限【厳守】	《手続き①》 出願書類提出期限【厳守】
5月（発行され次第） ～6月19日（金）		《手続き②》 令和2年度の所得（課税）証明書の提出 「令和元年の収入（所得）額」と「市・県民税額」 が明記された市区町村発行の証明書を提出してください。
6月下旬	結果発表 郵送で結果を通知します。	
8月上旬		結果発表 郵送で結果を通知します。

※手続きの時期は目安であり、変更される場合があります。変更の場合は掲示等でお知らせします。

【判定基準】

◎学力基準

【学部1年生】

次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校の評定平均値が3.5以上
- ② 入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内
- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格者 または 大学入学資格検定の合格者

【その他の新入生】

編入学生 …編入学前の学校の取得単位数について、

大学院1年生 …学部等で取得した専門科目の評価区分に応じて、

養護教諭特別別科生 …看護師養成機関で取得した単位数について、

次の算式によって得た平均値が1.90以上であること（養護教諭特別別科生については、入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内でも可）。

$$\frac{(\text{優, S 及び A の単位数}) \times 3 + (\text{良 及び B の単位数}) \times 2 + (\text{可 及び C の単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

※本学規程による学力基準に満たない者は、不許可となります。

・学力基準の特例

上記にかかわらず、次に該当する者は、免除の対象とすることができるものとし、基準を読み替える。
一人親世帯、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く特別の事情のある者。

区分	学部1年次	3年次編入学, 別科	大学院	
			1年前期	その他
学力基準	高等学校の評定平均値 3.2 以上	1.80 まで	1.80 まで	B まで
	入学試験の成績の席次上位 2 分の 1 以内			

◎家計基準

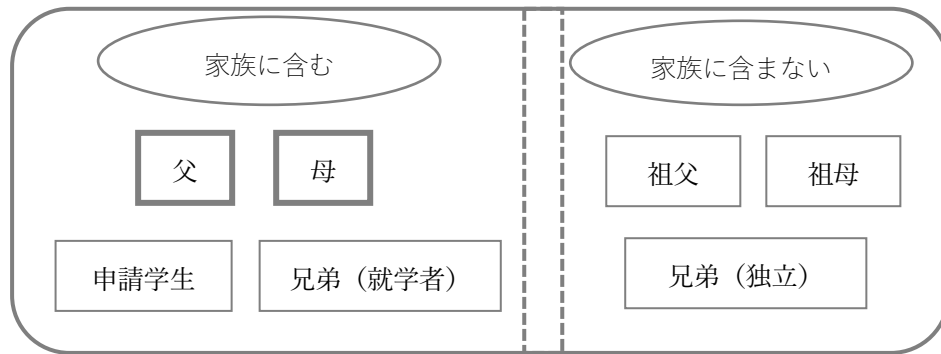
家計支持者の前年（1月～12月）の総所得金額の合算額が、本学で定める収入基準額以下であること。
（山形大学授業料免除選考基準による）

*家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により、家計困窮度（家計評価額）が変わるため、「収入〇〇万円以下なら半額免除」といった具体的数字でお示しできません。

家計支持者とは…父母両方を指す。一人親の場合は、学生と同一世帯の父母いずれか。父母がいない場合は、父母に代わり学生の家計を支えている者（1名）。

「家族」の考え方…父母とその子を一つの家族とみなす。ただし、兄弟は就学者、未就学児及び障がい者を家族に含め、18才以上の就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は家族に含めない。祖父母については、同居・別居を問わず含めない。（家計支持者である場合を除く）

世帯全員の住民票に記載：父，母，祖父，祖母，申請学生，兄弟（就学者），兄弟（独立）の場合
※太枠が家計支持者（父，母）



※独立生計とは

- ・所得税法上，父母の扶養親族でない者
- ・父母と別居している者
- ・本人（配偶者があるときは，配偶者を含む）に収入があり，その収入について所得申告がなされ，所得証明書が発行される者
- ・本人（配偶者）が健康保険証の被保険者である者

【入学料免除・徴収猶予の申請】

◇出願書類について

授業料免除とは提出する書類が異なります。

授業料免除も申請する場合，提出が重複する書類は1部のみ提出してください。

1. 全員が提出する書類

提出書類	注意事項（P10 の記入上の注意も参照）
入学料免除・徴収猶予第二次願書	○4月1日現在（見込み）の内容で，申請者本人が記入すること。 ○保護者記入欄のみ父母等の自署が必要。 ○申請の具体的理由を詳細に記入すること。 （4行以上） ○主たる家計支持者が無職・失職中の場合は，申請の具体的理由とは分けて，その年月や生活費の出所について記入すること。
住民票謄本 （世帯全員の住民票） ※令和2年1月1日以降発行のもの	○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○「本籍・住民票コード・マイナンバー」の記載のないもの。 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。 ※祖父母等願書に記入しない家族が記載されていても差し支えありません。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。
令和元年度（平成30年分） 「収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書 例：所得（課税）証明書 等 ※上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は，「所得証明書」と「課税（非課税）証明書」を併せて提出すること。	○収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は不可。 ○<u>家計支持者全員分を提出すること。</u> 家計支持者とは父母両方（一人親等を除く）を指します。主婦，年金受給者，無職者等も必要です。詳しくはP3～4参照。 ○独立生計は申請者本人（及び配偶者）分のみ提出。 ○家計支持者毎に発行のもの。一枚に世帯全員分記載のものは不可。 ○日本以外の証明書の場合は，税金等が控除される前の総収入が記載された証明書を提出。必ず日本語訳を添付すること。

2. 該当する方が提出する書類 (各種様式は窓口、または大学ホームページから入手可能)

家計支持者とは父母両方を指します。一人親等の場合を除き、父母両方の該当する書類を提出してください。詳しくはP3～4 参照

該当事項		提出書類 (A4 サイズに整えて提出)
家計支持者に給与収入がある	(1) 平成31年1月1日以前に就職	○令和元年分の源泉徴収票の写し
	(2) 平成31年1月2日以降に就職	以下のすべての書類 ①令和元年分の源泉徴収票の写し ②給与支払(見込)証明書(様式7)または直近3ヵ月分給与明細書の写し(余白に給与の有無と就職年月日を記入) ※満3ヵ月分の給与明細がない場合は様式7を提出すること
	(3) 平成31年1月1日以降に退職	以下のすべての書類 ①令和元年分の源泉徴収票の写し ②退職証明書(様式8でも可) ③退職証明書に退職金の有無の記載がない場合、金額等がわかる書類
	・上記に該当するものが複数ある場合はすべてを提出 ・休職中、源泉徴収票が発行されない等の場合は早めに担当窓口までご相談ください	
家計支持者に給与収入以外の所得がある		以下のいずれかの書類 ○令和元年分確定申告書(控)第一表・第二表の写し ※分離課税分がある場合は、第三表及び付表等も提出 ○令和2年度市区町村・都道府県民税申告書(控)両面の写し
家計支持者が年金・恩給を受給している		以下のすべての書類 ①令和元年分の年金源泉徴収票の写し ②最新の払込通知書または改定通知書の写し ※遺族年金、障がい者年金等非課税の年金は不要
申請者本人が民間等の給付型奨学金を受給していた・受給する予定		○奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し ※日本学生支援機構の奨学金、貸与型奨学金、高等学校在学時の給付奨学金は提出不要
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	○在学・授業料免除状況証明書(様式5)
	公立、私立の学校 (予備校等その他の学校を含む)	○在学証明書(各学校所定の様式)
	夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記証明書と申立書(様式3) ※定職についている場合は就学者に含めない	

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
一人親世帯である	以下のすべての書類 ①一人親世帯申立書（様式 2） ②父又は母の戸籍謄本（全部事項証明）か、一人親世帯であることがわかる書類（遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当の証書の写しなど） ※P11「◎一人親世帯について」を参照してください
生活保護世帯である	○生活保護支給額通知書の写し等
障がい者がいる	○障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）の写し
地震・風水害等の被害を受けた	○家屋の被災が「全壊」または「大規模半壊」の罹災証明書の写し ○原発避難がわかる罹災証明書または被災証明書の写し 対象：東日本大震災、熊本地震以降の災害

3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
外国人留学生	以下すべての書類 ①家計支持者の所得証明書 ・日本以外の証明書の場合 →税金等が控除される前の総収入が記載された 2019 年分（1 月～12 月）の証明書（必ず日本語訳を添付すること） ・日本の証明書の場合 →令和元年度（平成 30 年分）の所得（課税）証明書、及び源泉徴収票等の書類 ※詳しくは P 5～6 参照 ②生活費収支調書（様式 6）
独立生計	以下のすべての書類 ①生活費収支調書（様式 6） ②本人（配偶者）が被保険者となる健康保険証の写し

【授業料免除の申請】

◇出願書類について

入学料免除・徴収猶予とは提出する書類が異なります。

入学料免除・徴収猶予も申請する場合、提出が重複する書類は1部のみ提出してください。

1. 全員が提出する書類

提出書類	注意事項（P10 の記入上の注意も参照）
授業料免除願書	○4月1日現在（見込み）の内容で、申請者本人が記入すること。 ○保護者記入欄のみ父母等の自署が必要。
住民票謄本 （世帯全員の住民票） ※令和2年1月1日以降発行のもの	○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○「本籍・住民票コード・マイナンバー」の記載のないもの。 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。 ※祖父母等願書に記入しない家族が記載されていても差し支えありません。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。
令和2年度（令和元年度） 「収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書 例：課税（所得）証明書 等 ※上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は、「所得証明書」と「課税（非課税）証明書」を併せて提出すること。	○収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は不可。 ○<u>家計支持者全員分を提出すること。</u> 家計支持者とは父母両方（一人親等を除く）を指します。主婦、年金受給者、無職者等も必要です。詳しくはP3～4参照。 ○独立生計は申請者本人（及び配偶者）分のみ提出。 ○家計支持者毎に発行のもの。一枚に世帯全員分記載のものは不可。 ○日本以外の証明書の場合は、税金等が控除される前の総収入が記載された証明書を提出。必ず日本語訳を添付すること。
【前期申請の場合】 5月以降に令和2年度の所得（課税）証明書を提出すること。 ※6月19日（金）までに令和2年度の所得（課税）証明書が発行されない場合に限り、令和元年度（平成30年分）の所得（課税）証明書を提出すること。ただし、発行できない理由と発行可能な日を役所で確認し、免除担当窓口申し出ること。この場合でも、7月末日までに令和2年度の所得（課税）証明書を提出しなければならない。7月末日までに令和2年度の所得（課税）証明書を提出できない場合は、すでに免除判定を受けている場合でも書類不備として遡って不許可とする。	

2. 該当する方が提出する書類（各種様式は窓口、または大学ホームページから入手可能）

家計支持者とは父母両方を指します。一人親等の場合を除き、父母両方の該当する書類を提出してください。詳しくはP3～4 参照

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）	
申請者本人が民間等の 給付型奨学金を受給して いた・受給する予定	○奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し ※日本学生支援機構の奨学金、貸与型奨学金、高等学校在学時の給付奨学金は提出不要	
高等学校以上の就学者が いる	国立の学校	○在学・授業料免除状況証明書（様式5）
	公立、私立の学校 （予備校等その他の 学校を含む）	○在学証明書（各学校所定の様式）
	夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の 場合、上記証明書と申立書（様式3） ※定職についている場合は就学者に含めない	
一人親世帯である	以下のすべての書類 ①一人親世帯申立書（様式2） ②父又は母の戸籍謄本（全部事項証明）か、一人親世帯であることが わかる書類（遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当の証書の写 しなど） ※P11「◎一人親世帯について」を参照してください	
生活保護世帯である	○生活保護支給額通知書の写し等	
障がい者がいる	○障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）の写し	
地震・風水害等の被害を 受けた	○家屋の被災が「全壊」または「大規模半壊」の罹災証明書の写し ○原発避難がわかる罹災証明書または被災証明書の写し 対象：東日本大震災、熊本地震以降の災害	

3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
外国人留学生	以下すべての書類 ①家計支持者の所得証明書 ・日本以外の証明書の場合 →税金等が控除される前の総収入が記載された 2019 年分（1 月 ～12 月）の証明書（必ず日本語訳を添付すること） ・日本の証明書の場合 →5 月以降に令和 2 年度（令和元年分）の所得（課税）証明書を 提出 ※詳しくは P 8 参照 ②生活費収支調書（様式 6）

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
独立生計	以下のすべての書類 ①生活費収支調書（様式6） ②本人（配偶者）が被保険者となる健康保険証の写し

◎記入上の注意（入学科免除・徴収猶予、授業料免除共通）

・願書（表紙）

- 1) 申請者本人が記入すること。（保護者記入欄は除く）
 - 2) 願書は、4月1日現在の状況（見込み）を記入すること。
 - 3) 独立生計者・外国人留学生は、保護者記入欄の記入は不要。
 - 4) 学生現住所は4月1日現在の住所を記入すること。住民票と異なっても差し支えありません。
 - 5) 保護者が勤務の関係で別居している場合は、保護者住所には学生の帰省先を記入すること。
 - 6) 申請理由をチェックをすること。
- 以下入学科免除・徴収猶予願書のみ
- 7) 申請の具体的理由を詳細に記入すること。（4行以上）
 - 8) 主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、申請の具体的理由とは分けて、その年月や生活費の出所について記入すること。

・家庭調書

「①本人」欄について

- 1) 自宅・自宅外をチェックすること。
「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。
「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。
- 2) 本人が、前年度（前年4月～3月）及び当年度（当年4月～3月）に受給した（受給予定の）奨学金について記入する。日本学生支援機構の奨学金、貸与奨学金、高等学校在学時の給付奨学金は記入不要。

「②就学者を除く家族」欄について

- 1) 原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいなかった場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名を記入すること。独立生計者は、父母の記入は不要。
- 2) 職業（勤務先）、在職期間は4月1日現在の内容を記入すること。職業が複数ある場合は、一番短い在職期間を記入すること。
- 3) 未就学児は、「②就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 4) 18才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 5) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「②就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。
- 6) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

「③就学者」欄について

- 1) 就学者は、「③就学者」欄に記入すること。
- 2) 4月1日現在の学年を記入すること。
- 3) 進学先が未定の場合は「未定」と鉛筆で記入すること。
- 4) 高等学校以上の就学者は、P6・9に記載のある書類を添付すること。

◎収入（所得）について（記入不要）

入学料免除・徴収猶予は、令和元年分の源泉徴収票や確定申告書等に記載のある金額を用います。

授業料免除は、市区町村発行の令和２年度（令和元年分）の所得（課税）証明書に記載のある金額を用います。

前年以降の就職・退職・転職・失職については、入学料免除・徴収猶予でのみ考慮されます。

◎一人親世帯について

死亡、生別（離婚）以外の場合

- ・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類又は民生委員等[※]₁の署名がある申立書[※]₂を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。

[※]₁利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

[※]₂民生委員の署名記入欄のある申立書様式は担当窓口で配付。

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。
- ・児童扶養手当は収入に含めませんが、一人親として行政の扶助を受けていたことの証明として、写しを提出してください。遺族年金も同様です。

◇P13～14の「Q&A」も参考にしてください。

【注意事項】(入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通)

個人情報の利用について

提出いただいた書類の個人情報は、学費免除・徴収猶予の申請及び決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

その他注意事項

- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。(ただし役所であらかじめ留められていたものを除く)
- ・書類は、発行日が申請日(4月1日)から3カ月以内のもの、または発行されている中で最新のものを提出してください。
- ・添付書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。
- ・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。
- ・申請内容に虚偽があった場合には、免除・徴収猶予の許可を取り消します。

【入学料・授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、入学料・授業料の徴収が猶予されます。

授業料免除を申請した方は、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

【判定結果通知】

郵送で通知するための結果通知用封筒については、各キャンパス担当窓口の指示に従ってください。

○入学料免除・徴収猶予

6月下旬(予定)に郵送で結果を通知します。

結果通知に記載の請求額を、指定された口座に納付してください。

指定された期日までに入学料を納付できない場合は、除籍となります。

○授業料免除

8月上旬(予定)に郵送で結果を通知します。

判定結果が半額免除又は不許可となった方の前期分授業料の納付は、結果通知でお知らせします。

授業料口座振替の手続きがお済みでない場合は、至急お手続きください。

Q&A

入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通

Q1：願書について保護者（保証人）氏名欄を学生本人が代筆することは出来ますか？

A：できません。必ず保護者本人が署名し、押印してください。また、父の名前を母が代筆することもできません。（願書記入例参照）

Q2：書類の発行日が古いものは提出できますか？

A：住民票、在学証明書等は申請日（前期は4月1日、後期は10月1日）から3か月以内に発行されたもののみ有効です。随時発行されないもの（児童扶養手当証書等）は、発行されているなかで最新のものを提出してください。

Q3：同居の祖父母は家族数に含まれますか？

A：原則として、祖父母は家族数に含まれません。ただし、父母がいない場合で、祖父または祖母が学生の家計を支えている場合は家族に含まれます。

Q4：家計支持者ではない祖父母が同じ住民票に記載されています。そのまま提出していいですか？

A：願書に記入しない家族が住民票に記載されていても差し支えありません。必ず「世帯全員の住民票」と記載のあるものを提出してください。ホッチキスされている場合は取らないでください。

Q5：大学生の兄の住民票が父母と別世帯となっています。提出は必要ですか？

A：必要です。願書に家族数として含まれる家族（P3～4参照）の住民票は全員分提出してください。別世帯でも差し支えありません。

Q6：弟が浪人して自宅で勉強していますが、家族数に含まれますか？

A：18才以上の兄弟の場合、家族に含まれません（障害者を除く）。

Q7：兄が通っている学校では在学証明書が発行されません。在籍証明書での代用は可能ですか？

A：できません。在籍証明書では、現在もその学校に在学しているかどうか確認できないため、在学証明書が発行されない場合は就学者として認められません。18才以上の兄弟は、就学者または障がい者に該当しない場合家族に含まれません。

Q8：働きながら大学院に通っている兄がいます。家族数に含まれますか？

A：定職（フルタイム勤務）に就いている兄弟は就学者とならないため、家族に含まれません。定職以外（アルバイト等）の場合は就学者となるため家族に含まれます。

Q9：妹が4月または10月から進学予定で、申請期間内に受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか？また、在学証明書が提出時期までに発行できません。

A：進学先が未定の場合、学校名欄に「未定」と鉛筆書で記入し、様式1（不足書類一覧）に在学証明書が提出できる日を記入してください。後日在学証明書の提出時に、願書にボールペンで進学先を記入します。

Q10：「収入（所得）額」と「市県民税額」が明記された市区町村発行の証明書とは何ですか？

A：「所得（課税）証明書」等の名称で発行される証明書です。証明書の名称は市区町村で異なります。お手元に届く納税通知書等では代用できません。

Q11：父が今年の3月末で定年になり仕事を辞めるため、父の収入が無くなります。課税（所得）証明書は昨年の所得のため収入が多いのですが、考慮の対象になりますか？

A：入学料免除・徴収猶予では考慮されますが、授業料免除では、市区町村が証明した前年の収入（所得）額を基に判定するため、年度途中の退職・失職等は考慮されません。

Q12：両親の収入が何円以下であれば免除・徴収猶予になりますか？

A：家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により家計困窮度（家計評価額）が変わるため、「収入〇〇万円以下なら免除」といった明確な金額ではお答えできません。
また、年度毎の予算状況によっても変わります。

Q13：子供や家族に知られたくないことがあるため、必要書類の一部を省略することはできますか？

A：申請者を公平に審査するために、必要書類を省略することはできません。
親から知らせていない事情等もあるかと思いますが、すべての必要書類を提出願います。

Q14：家族の協力が得られないため、提出に必要な書類を全てそろえることができません。書類の一部を省略することはできますか？

A：公平に審査するため、必要書類を省略することはできません。申請する場合には必ずご家族の了承を得てください。

入学料免除・徴収猶予のみ

Q I：前年の源泉徴収票の収入を用いるのに、前々年の内容の所得（課税）証明書の提出するのはなぜですか？

A：前年の源泉徴収票等の収入（所得）と、前々年の内容の所得（課税）証明書で、大きな差がないか確認します。必ず提出してください。

Q II：確定申告時に源泉徴収票を提出したため、源泉徴収票が手元にありません。内容に間違いがないため、確定申告書で代用できますか？

A：源泉徴収票では転職の有無等も確認するため、確定申告書では代用できません。源泉徴収票の再発行の手続きをしてください。